倉吉市男女共同参画基本計画（平成２８年度～平成３２年度）

第５次

くらよし男女共同参画プラン

平成２８年３月

平成３０年２月改定

倉吉市

≪　目　　　　　次　≫

第１章　第５次くらよし男女共同参画プランの策定及び改定について・・・・・・・・・・・・・・　1

第２章　基本目標・重点目標・施策

基本目標１　男女の人権尊重の推進

（１）男女共同参画を実現する啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　①固定的役割分担意識の解消と男女共同参画に向けた啓発活動の推進
　②メディアにおける人権尊重の推進
（２）政策・方針決定における男女共同参画の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
　①審議会等への女性の積極的登用
　②能力開発と人材育成
（３）男女共同参画を実現する教育・保育・学習活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　①認定こども園・保育所・学校・家庭・地域における男女共同参画に向けた教育・保育・学習活動の推進
（４）男女共同参画を実現する配偶者等に対する暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・　８
　①配偶者等の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と啓発活動の推進
　②相談・支援体制の充実
（５）男女共同参画を実現する男女の生涯を通じた健康支援・・・・・・・・・・・・・・１０
　①男女の健康支援と女性の妊娠・出産など女性の健康と権利の啓発

基本目標２　職場（労働）・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進

（１）職場における男女共同参画の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　①職場における男女の均等な雇用機会・待遇の確保
　②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
　③女性の職業生活における活躍の推進
　④農業、商工業等における男女共同参画の推進及び女性の起業と経営参画の推進
（２）地域における男女共同参画の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　①地域活動への男女の積極的参画の促進
　②みんなで支えあう地域づくりの推進
（３）家庭における男女共同参画の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　①家事・育児・介護への男性の参画の促進
　②両立支援に関する情報の提供と学習機会の拡大

基本目標３　あらゆる分野における男女共同参画の推進

（１）あらゆる場における男女共同参画の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
　①高齢者、障がい者、ひとり親家庭などへの支援と自立促進
　②国際理解と国際交流、多文化共生社会の推進
　③外国にルーツを持つ人が暮らしやすい環境づくりの推進

◆男女共同参画を実現するプランの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
①推進体制の充実
②市民・事業者との連携・協働と啓発の充実
③点検・評価

成果を測定するための指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

【資料編】

倉吉市男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

倉吉市男女共同参画推進本部設置規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

倉吉市男女共同参画推進本部・幹事組織表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

くらよし男女共同参画推進スタッフ会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・・・・・・・・・・３５

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７

倉吉市男女共同参画推進市民会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６

男女共同参画関係年表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６４

第５次くらよし男女共同参画プラン施策関係課一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・６７

～　施 策 の 体 系　～

男女共同参画社会のまちくらよし

（基本目標）	（重点目標）	（　施　策　）
目標１ 男女の人権尊重の推進	(1)男女共同参画を実現する啓発活動	①固定的役割分担意識の解消と男女共同参画に向けた啓発活動の推進
		②メディアにおける人権尊重の推進
	(2)政策・方針決定における男女共同参画の実現☆	①審議会等への女性の積極的登用☆
		②能力開発と人材育成
	(3)男女共同参画を実現する教育・保育・学習活動	①認定こども園・保育所・学校・家庭・地域における男女共同参画に向けた教育・保育・学習活動の推進
	(4)男女共同参画を実現する配偶者等に対する暴力の根絶＊	①配偶者等の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と啓発活動の推進＊
		②相談・支援体制の充実＊
	(5)男女共同参画を実現する男女の生涯を通じた健康支援	①男女の健康支援と妊娠・出産など女性の健康と権利の啓発
目標２ 職場（労働）・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進	(1)職場における男女共同参画の実現☆	①職場における男女の均等な雇用機会・待遇の確保☆
		②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進☆
		③女性の職業生活における活躍の推進☆
		④農業、商工業等における男女共同参画の推進及び女性の起業と経営参画の推進☆
	(2)地域における男女共同参画の実現	①地域活動への男女の積極的参画の促進
		②みんなで支えあう地域づくりの推進
	(3)家庭における男女共同参画の実現☆	①家事・育児・介護への男性の参画の促進☆
		②両立支援に関する情報の提供と学習機会の拡大☆
目標３ あらゆる分野における男女共同参画の推進	(1)あらゆる場における男女共同参画の実現	①高齢者、障がい者、ひとり親家庭などへの支援と自立促進
		②国際理解と国際交流、多文化共生社会の推進
		③外国にルーツを持つ人が暮らしやすい環境づくりの推進

※重点目標及び施策のうち、＊印の一部はDV防止法に基づく基本計画、☆印は女性活躍推進法に基づく推進計画として定めます。

第１章　第５次くらよし男女共同参画プランの策定及び改定について

１　プラン策定の趣旨

女性も男性もだれもが性別にかかわりなく、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は２１世紀を迎えた今日、最重要課題の一つとなっています。そして、この男女共同参画社会の実現は、女性の人権の確立とともに少子高齢化、環境問題など社会が直面しているさまざまな課題に対応し、活力ある社会を作る大きな鍵となっています。

さて、平成１１年（１９９９）６月に「男女共同参画社会基本法」（基本法）が施行されて１６年が経過しています。本市においても、平成６年（１９９４）に「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定し、人権を尊重する社会をめざしたまちづくりを進め、平成９年（１９９７）に「くらよし男女共同参画プラン」を策定、平成１５年（２００３）倉吉市男女共同参画都市宣言を行うなど、男女共同参画社会の推進に積極的に取り組んできました。また、平成１６年（２００４）に「倉吉市男女共同参画推進条例」を市民と協働で策定し制定、平成２３年（２０１１）には「第４次くらよし男女共同参画プラン」を策定し取り組みを進めてきたところです。

そのような状況の中、少子化と高齢化に伴う人口減少の急速な到来、長引く不況による格差と貧困の問題などに対応するため、平成２７年（２０１５）８月に、女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立しました。

そして、平成２７年（２０１５）２月には、「倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰要綱」を県内で初めて制定し、男女の固定的役割分担意識の是正その他の男女共同参画社会の実現に向け貢献した市民（団体）及び事業者を表彰していくことにしました。

昨今の少子高齢化において、雇用状況の変化やライフスタイル※１が多様化する中で、男女がともに健康で充実感や達成感を感じながら生活することができるような環境づくり、職場・地域・社会の活性化、個人生活の充実を図る取り組みが必要です。

このような社会の変化に対応し、豊かで活力ある社会づくりを行っていくためにも、すべての人の人権が尊重され、共に責任を担う男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

これらの課題に対応するため、「第４次くらよし男女共同参画プラン」の計画期間が平成２７年度（２０１５年度）をもって終了することに伴い、今後進めていくべき男女共同参画の方向性を示す「第５次くらよし男女共同参画プラン」は、倉吉市男女共同参画推進市民会議の意見を踏まえて、諸施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものです。

２　プランの改定について

平成 27 年８月に成立した女性活躍推進法において、市町村において区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めることとされており、平成 28 年３月、本プラン策定時に関係施策を盛り込み策定しています。このたび、女性活躍推進法に係る市の推進計画に位置付ける旨を明記し、本法律に基づく市の推進計画を本プラン(倉吉市男女共同参画基本計画)と一体のものとして定めるものです。

改定の内容は、「６　プランの性格」の部分で女性活躍推進法に係る市の推進計画に位置付ける旨を表記し、関連施策について体系図に示しました。

３　プランの基本理念

倉吉市男女共同参画推進条例（第３条）の基本理念に基づく４項目をプランの基本理念とします。

（１）男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての個性と能力を発揮でき、男女の人権が尊重されること。

（２）社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響を及ぼすことがないよう配慮されること。

（３）市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。

（４）家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること。

４　プランの目標

このプランは、「男女共同参画社会のまちくらよし」の実現を目標とします。

男女がともに支え合い、それぞれの個性と能力を発揮できる、豊かで活力にあふれたまちをめざし「男女の人権尊重の推進」「職場（労働）・地域・家庭における男女共同参画及び女性の活躍の推進」「あらゆる分野における男女共同参画の推進」という３つの基本目標をもって体系化しています。

５　プランの期間

プランの期間は、「第１１次倉吉市総合計画【後期基本計画】」の期間に合わせて平成２８年度（２０１６年度）から平成３２年度（２０２０年度）の５年間とします。またプランの推進に合わせ、適宜内容の見直しを行います。

６　プランの性格

このプランは、倉吉市男女共同参画推進条例第８条第１項に基づき、男女共同参画社会の実現に関する施策を、市民・事業者※２と協働で総合的に推進する計画となります。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第２条の３第３項の規定に基づく基本計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第６条第２項の規定に基づく推進計画としても位置付けます。

そして、第１１次倉吉市総合計画【後期基本計画】に掲げられた「お互いを認め、尊重し合えるまち」の実現に向けた個別計画であり、関連する市の他の個別計画と整合性を図るものとします。

なお、このプランは、「男女共同参画社会のまちくらよし」の実現に向けて、３つの基本目標と９の重点目標、１９の施策をまとめています。

７　市民の意見を取り入れたプランづくり

プランの策定にあたっては、市民の男女共同参画に関する意識や、意見等をプランに反映させるために、次のような方法を用いました。

（１）男女共同参画に関する市民意識調査

男女共同参画についての市民の意識や要望を把握するため、平成２７年度（２０１５年度）倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査（以下の「倉吉市男女共同参画に関する意識調査」は、平成２７年度のものである。）、倉吉市民意識調査などのアンケート調査等を行いました。

（２）倉吉市男女共同参画推進市民会議

倉吉市男女共同参画推進条例において、くらよし男女共同参画プランについて倉吉市男女共同参画推進市民会議に意見を聴くことが規定されており、施策の内容を諮問し、答申を受けたものです。

（3）パブリックコメント等

市民の意見を反映させるため、第５次くらよし男女共同参画プラン（案）をホームページに掲載し意見を募集するとともに、市内で男女共同参画を推進する団体や個人の方に意見を広く求めました。

８　プランの推進

このプランを推進するために副市長を本部長とする「倉吉市男女共同参画推進本部」（部長職で構成）及び「幹事会」（関係課長職で構成）で課題について協議を行い、施策の見直し等、人権局を中心として全庁的に取り組みます。

また国、鳥取県において推進すべき施策については、連携を図り、あらゆる機会を通じて積極的に働きかけを行います。

さらに、本プランは男女共同参画社会の実現のため行政、市民、事業者がお互いに理解と協力をもって進めるものであり、市民・事業者の皆様の積極的な参画を期待します。

※詳細は、P21「男女共同参画を実現するプランの推進」のとおり。

第２章　基本目標・重点目標・施策

基本目標１　男女の人権尊重の推進

（重点目標）

（１）男女共同参画を実現する啓発活動

【現状と課題】

「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」では、各分野における男女の平等感を聞いたところ『学校教育の場』では５８．６％の市民が平等であると回答しています。しかし、『社会通念・習慣、しきたり』は７３．４％、『政治や行政の施策・方針決定』では、５８．８％、『職場』で５４．１％の人が「男性のほうが優遇されている」と回答しています。依然として男女の不平等感が根強い事が表れており、女性の方がより強く不平等感を感じています。また、「男は男らしく、女は女らしく育てる」は、賛成は４４．１％、反対は２９．２％、「男性が仕事中心なのは仕方がない」という考え方は、賛成は４０．２％、反対は３３．４％でした。そして、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、平成２２年（２０１０）の「倉吉市男女共同参画に関する意識調査」では賛成２４．４％、反対４０．５％だったものが、平成２７年（２０１５）では賛成１７．１％、反対４８．９％でした。性別による固定的役割分担意識は徐々に解消されつつありますが、依然として根強いものがあります。

このような意識を変えていくことにより、男女が対等なパートナーとして互いにその人権を尊重し、性別にかかわりなく、男女の特性を踏まえその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するために、様々な機会を通じて広報・啓発活動を積極的に取り組む必要があります。

また、男女共同参画社会は男性にとっても重要であることの理解を深めることが重要です。そして、メディアやインターネットにおいて固定的役割分担意識を反映した内容や、女性に対する暴力や性的側面だけを強調する情報が流れています。男女共同参画の視点でメディアからの情報や内容を主体的

に読みとき、真偽を見抜き活用する能力（メディアリテラシー※３）の向上を目指した取り組みが必要です。

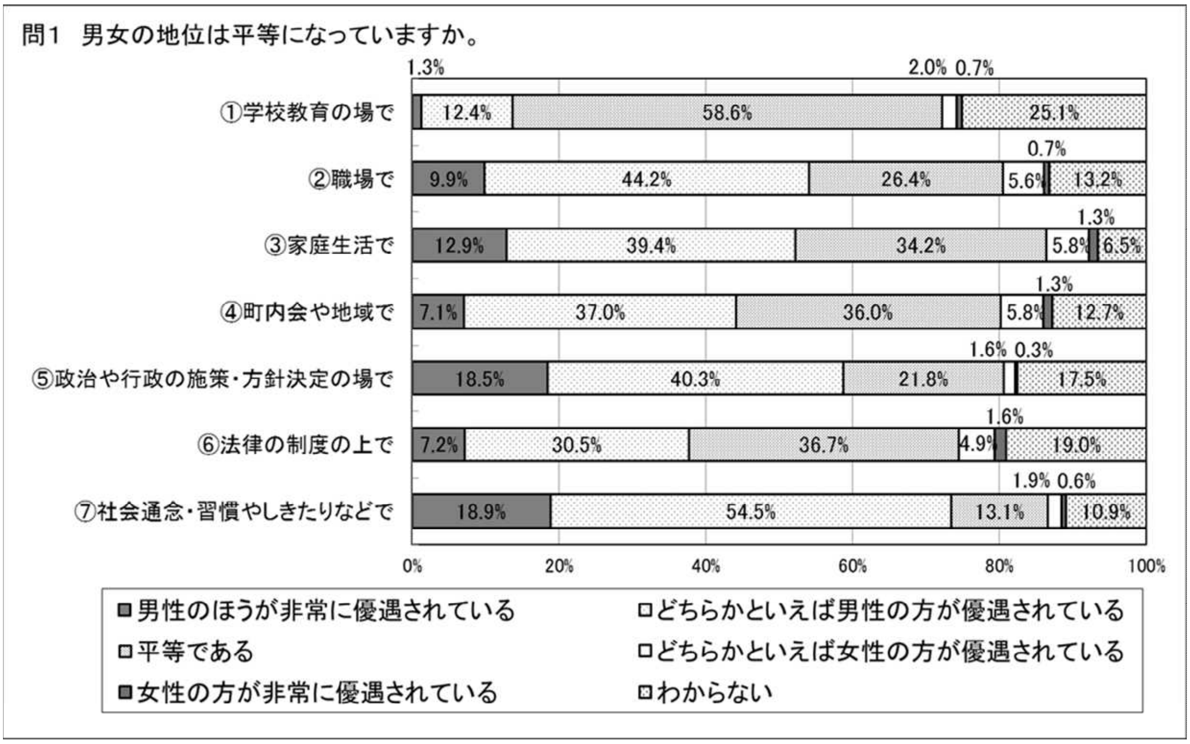

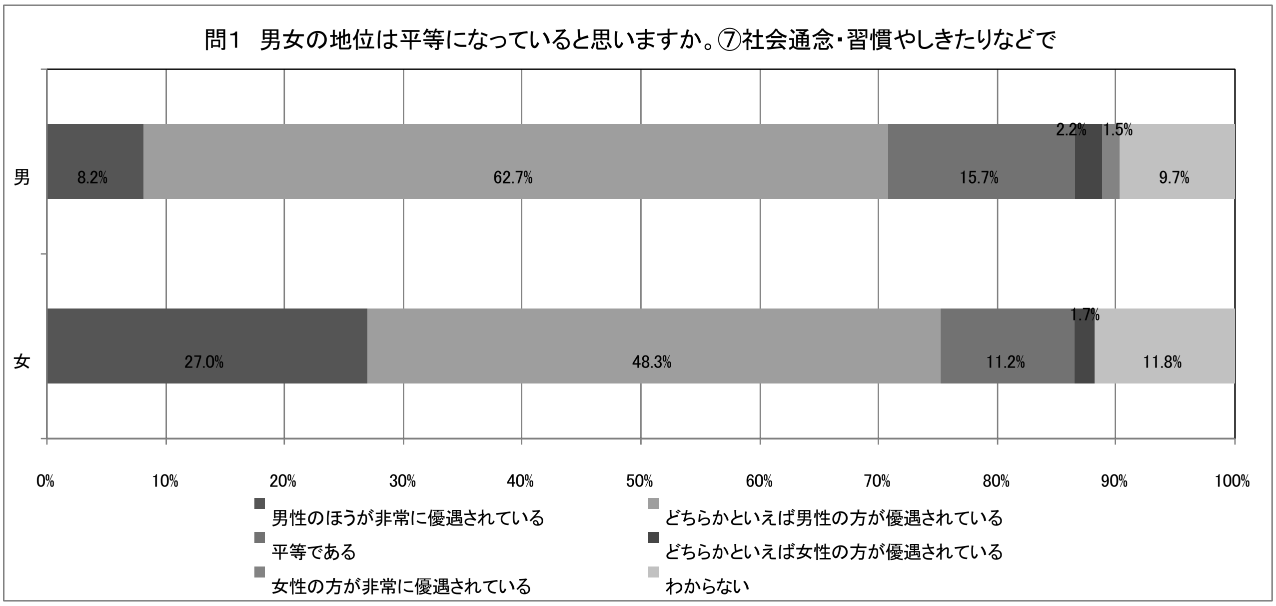

【施策①】固定的役割分担意識の解消と男女共同参画に向けた啓発活動の推進

男女が性別による固定的役割分担意識※４にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる環境をつくるとともに、男女がお互いに人権を尊重し、協力し合える人間関係を築くための啓発・広報活動を推進します。

男女共同参画社会の形成は、男性にとっても重要であることについての理解を深めるため、講座を開催するなど男性にとっての男女共同参画意識の啓発を推進します。

男女共同参画推進のための取り組みをより効果的に推進するため、市内各地区自治公民館協議会等からの推薦や公募による「くらよし男女共同参画推進スタッフ会」を設置し、市民啓発を行います。

＜主な施策・事業＞

○「倉吉市男女共同参画推進月間※５」における啓発活動、男女共同参画推進講演会の開催
○「くらよし男女共同参画推進スタッフ※６」による啓発
○市の広報紙、ホームページを利用した広報・啓発活動
○倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰
○市民意識や実態を調査し分析・研究、情報提供の充実
○男性を中心とした男女共同参画に関する学習の取り組み
○多様な働き方に関する情報提供

【施策②】メディアにおける人権尊重の推進

メディアに描かれている性差別につながる情報を読み解く能力（メディアリテラシー）を高めるための学習や研修会を開催するなど普及を図ります。

＜主な施策・事業＞

○学校での学習活動
○地域住民、保護者等を対象にした学習活動

（重点目標）
（２）政策・方針決定における男女共同参画の実現

【現状と課題】

倉吉市では、第３次プランにおいて審議会等における女性登用率の目標を４０％と定め取り組みを行ってきましたが、平成２３年度（２０１１年度）は２５．３％、現在は３１．６％という状況で、目標には届かなかったものの徐々にではありますが増加してきております。課題としては団体から推薦される人が団体の長や代表者である場合や団体や機関に女性の役員が少ないこと、女性が活動しやすい機会の提供と環境づくりが十分でなかったため、女性が役員を引き受けることなどに消極的になっていたことなどがあります。

一方で、児童は保育所や認定こども園、学校においては、過度に性別にとらわれることのない中で生活しており、女性の生徒会長が多くみられるなど、性別に関係なくその意思や特性に応じて活躍している姿が多く見受けられています。しかしながら、社会に出て行った場合に、慣習やシステムが男性に優位であったり、昔からの男女の固定的役割や慣習等が根強く残っていることもあり、女性の活躍する場面が少なくなる傾向にあります。

「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」においても、「民生委員や審議会委員など公的な活動」での役を頼まれた場合、引き受ける人は４４．４％、断る人は５５．７％ですが、断ると回答したのは男性が４７．９％であったのに対して、女性は６２．１％と、性別による固定的役割分担意識などの背景により引き受けにくい状況があります。

今後も、女性枠の確保など、委員選出時における工夫と努力が必要であるとともに、女性がその個性と能力を発揮しあらゆる分野に参画するためには、男女それぞれが意識改革を図るとともに、学習機会の提供等により女性の人材発掘・人材養成に努め市民活動を支援することで女性のエンパワーメント※７を図ることが重要です。

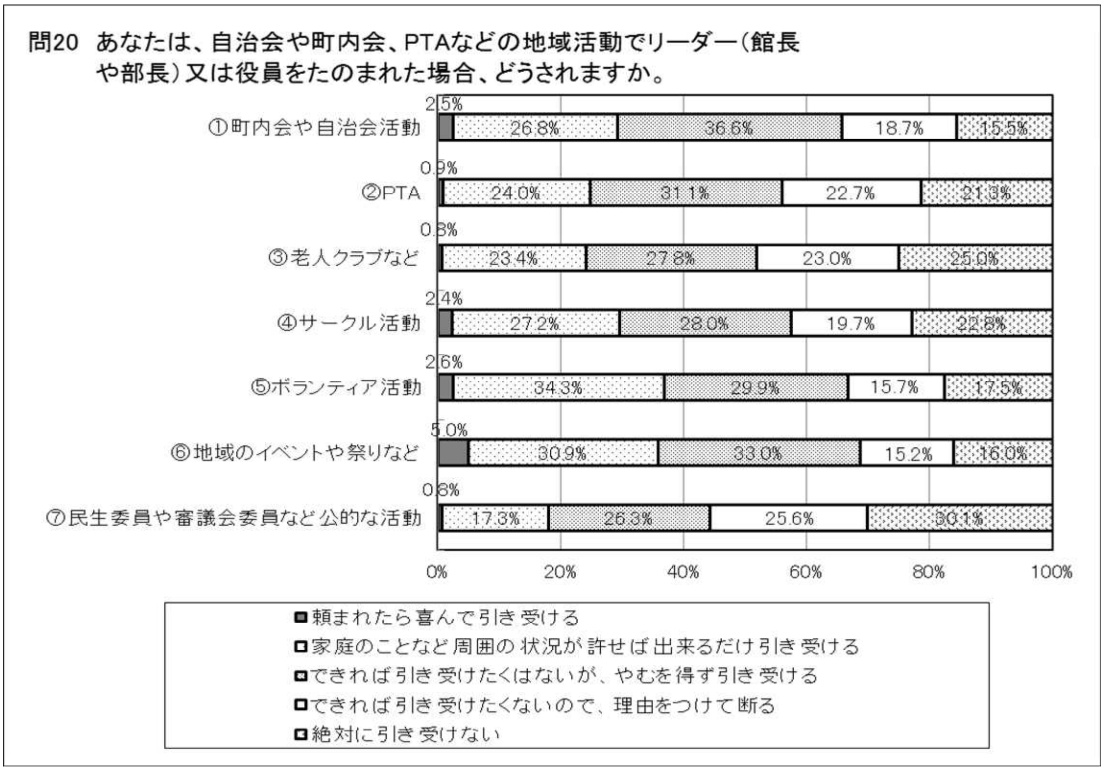

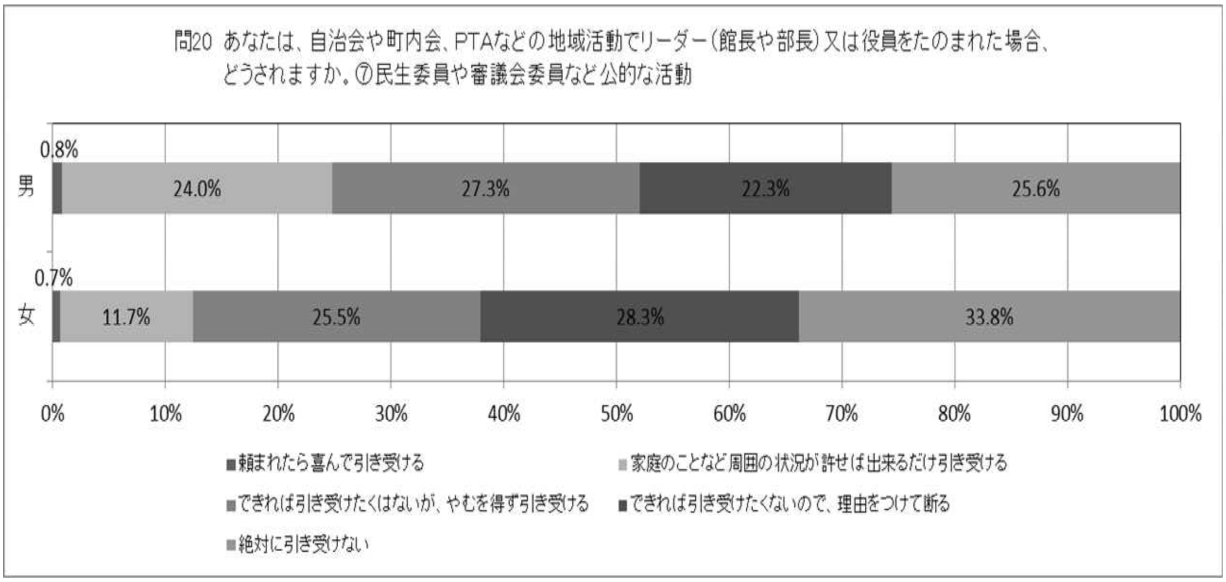

【施策①】審議会等への女性の積極的登用

市政に男女の多様な考え方を反映させるため、市の審議会等の委員における女性登用率を４０％に設定し、女性参画を推進します。

＜主な施策・事業＞

○審議会※８・委員会※９における委員の選出方法の見直しと工夫

○女性人材登録制度への登録の推進

【施策②】能力開発と人材育成

政策・方針決定における女性のエンパワメントを図るため、講座等を開催し女性の能力開発の機会を確保するとともに人材育成を推進します。

＜主な施策・事業＞
○市内の女性団体や男女共同参画推進団体との連携・協働による講座の開催
○鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」※１０との連携、研修会の開催

（重点目標）
（３）男女共同参画を実現する教育・保育・学習活動

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画に関する正しい認識と自立と自己実現を求める意識が必要です。そのためには、認定こども園・保育所・学校・家庭・地域・職場などあらゆる場での教育・保育・学習活動が重要です。

「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、賛成する人は１７．１％、反対する人は４８．９％でした。また、「男は男らしく、女は女らしく育てる」は、賛成は４４．１％、反対は２９．２％、「男性が仕事中心なのは仕方がない」という考え方は、賛成は４０．２％、反対は３３．４％でした。育児・介護休業制度においても「子育てや介護は女性の役割だという意識が強く男性の利用が少ない」と回答した人は６９．８％でした。性別による固定的役割分担意識は、依然として根強い傾向にあります。

人の意識や価値観は幼児期から形成されることから、発達段階に応じた教育を進めるとともに、ライフステージ」※１１における教育・保育・学習活動が重要です。

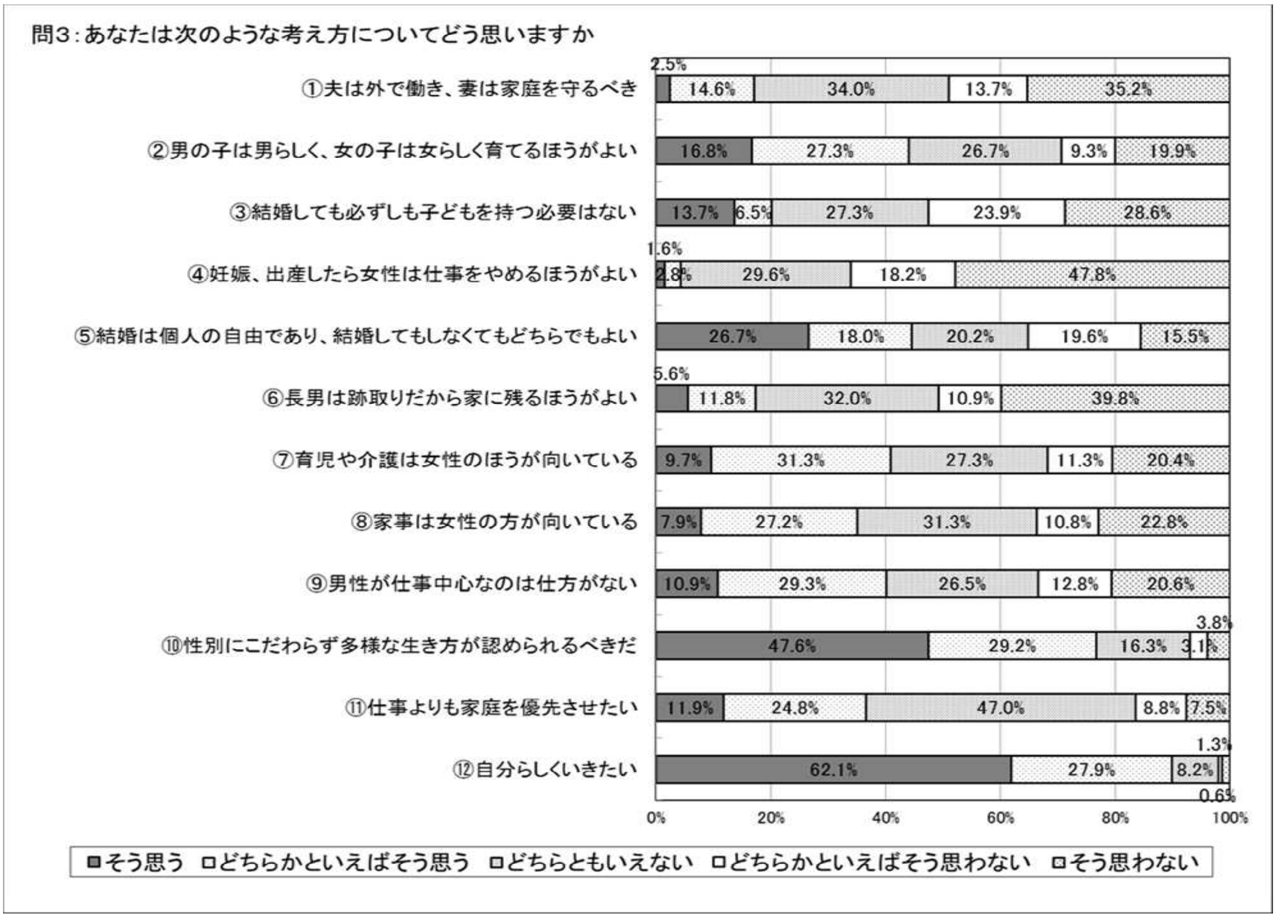

【施策①】認定こども園・保育所・学校・家庭・地域における男女共同参画に向けた教育・保育・学習活動の推進

認定こども園・保育所・学校・家庭・地域において、男女平等を推進する教育、保育の充実と推進を図ります。

＜主な施策・事業＞

○就学前教育・保育・学校教育における人権の尊重、男女平等、相互理解・協力について指導の充実

○保護者活動への男性の参画とリーダー職への女性参画の促進

○各地区の公民館・自治公民館・保護者会活動等における学習機会の提供・住民への情報提供

（重点目標）
（４）男女共同参画を実現する配偶者等に対する暴力の根絶（倉吉市ＤＶ防止計画）

【現状と課題】

DV（ドメスティック・バイオレンス※１２）について、平成１３年（２００１）の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」施行から１５年が経ち、様々な事例が報告される中で、DVが著しい人権侵害であることの認識が高まってきています。

「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」では、「最近５年間に被害を受けた」人は１．７％、「過去に被害を受けた」人は５．４％、「身近に被害を受けた人がいる」と回答した人は８．８％でした。その内女性の１１．２％が被害を受けています。そのなかで、「どこにも誰にも相談しなかった」人は２０．３％ありました。そして、相談しなかった理由は、「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかった」人は１０．５％、「自分ががまんすればよいと思った」人は１５．８％、「相談しても無駄と思った」人は１５．８％でした。DVが解決したかどうかについて、「解決した」人は、７１．４％でした。

本市のDV相談ケースは、平成２４年度（２０１２年度）２４件、平成２５年度（２０１３年度）２６件、平成２６年度（２０１４年度）２１件で推移しており、警察や配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関への相談、届出があります。その一方で、相談先がわからなかったり、被害を受けていても我慢していたり、支援を求めることができず、相談につながらないケースもあると思われることから、潜在的被害件数はさらに多いことが想定されます。被害を受けて逃れている人やその家族の中には、住所の異動もできないまま、就労や家計、精神面で大きな課題を抱えたまま生活しているケースもあります。

また、「ハラスメント」と呼ばれる、相手方に不利益や損害を与え、若しくは個人の尊厳又は人格を侵害する行為が社会的な問題となってきており、その代表的なものとしては、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）※１３、パワー・ハラスメント（パワハラ）※１４などがあります。

このうち、セクシュアル・ハラスメントについての「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果では、女性で「最近５年間に被害を受けた」人は２．２％、「過去に被害を受けた」人は５．０％で、「どこにも誰にも相談しなかった」人は２６．３％でした。

このことから、依然として被害者の中には誰にも相談せず一人苦しんでいた状況があることがうかがえます。また、被害を受けてもそれをDV被害と認識できない人や、自らの行動がＤＶやハラスメントであることの自覚がない加害者がいると思われます。

今後も被害者が気軽に相談できる環境づくりなどその支援体制の充実と周知、DV防止に向けた学習や啓発活動の推進、被害者のプライバシーの擁護が求められています。

問17 配偶者や交際相手から身体的・精神的な暴力を受ける「ドメスティック・バイオレンス（DV）」に関して、あなたが直接被害を受けたり、身近に被害を受けた人がありますか。

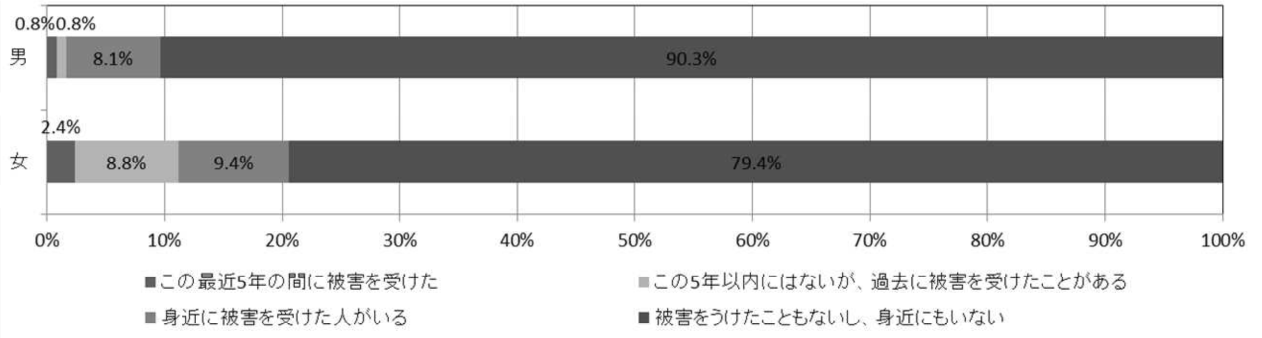

問17-2 そのDVは解決しましたか。

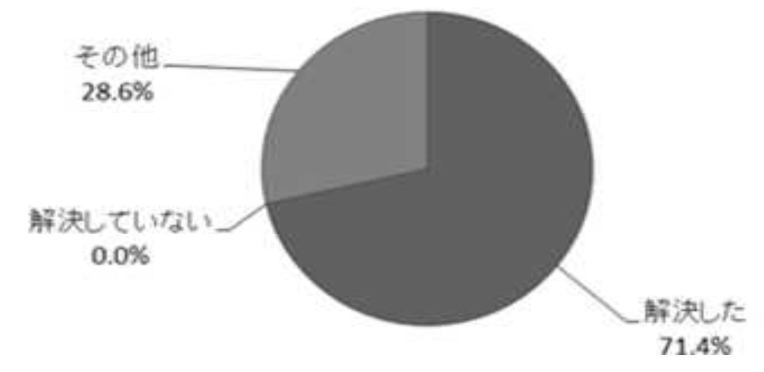

問18 あなたは、職場において「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」に関して、あなたが直接被害を受けたり、身近に被害を受けた人がありますか。

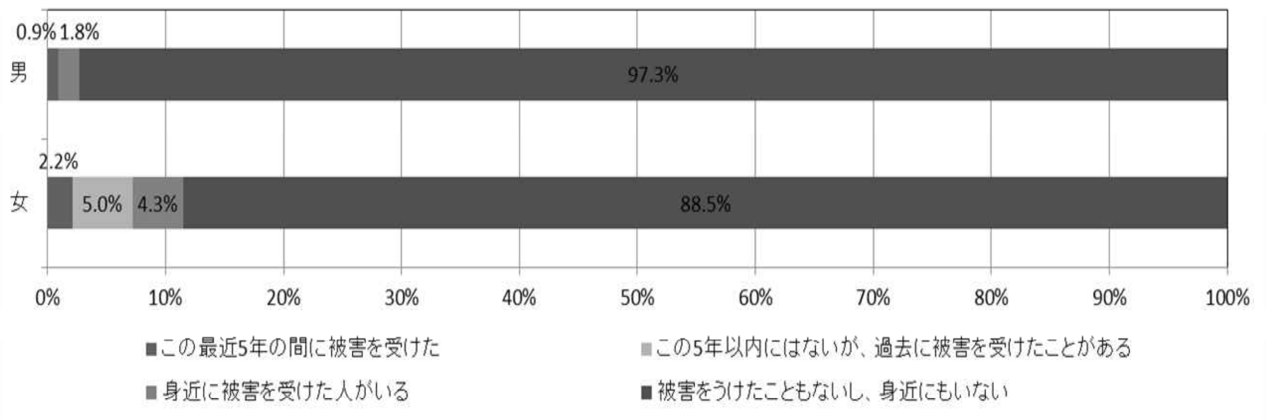

【施策①】配偶者等の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と啓発活動の推進

配偶者等に対する暴力は重大な人権侵害であり、あらゆる形態の暴力の防止に向け、市民をはじめ、学校、地域、事業所等に対する啓発活動及び学習機会の提供に努めます。

＜主な施策・事業＞

○ドメスティック・バイオレンスの防止に関する講演会等の開催、情報提供、啓発活動

○セクシュアル・ハラスメント防止のための講演会等の開催、情報提供、啓発活動

○パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）※１５等各種ハラスメントに関する情報提供、啓発活動

【施策②】相談・支援体制の充実

ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントについて、関係機関と連携して被害者への相談体制等の整備と支援の充実を図るとともに、被害者及びその家族の一時保護、自立に向けて、市の関係部局、母子生活支援施設、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、児童相談所などの関係機関との連携による、被害者及び家族の支援を行います。

また、セクシュアル・ハラスメントについて、相談体制等の整備と支援の充実を図ります。

＜主な施策・事業＞

○ドメスティック・バイオレンスに関する相談・支援体制の充実

○関係機関と連携した被害者及びその家族に対する支援の充実

○セクシュアル・ハラスメントに関する相談・支援体制の充実

（重点目標）
（５）男女共同参画を実現する男女の生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

倉吉市における女性の受診状況は、平成２６年度（２０１４年度）調査で「子宮がん検診」１６．１％、「乳がん検診」９．７％であり、県内他市に比べて低い状況があります。

男女がお互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重し思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会において基本となることです。特に近年は、男女の性差に応じた性差医療が推進されているとともに、女性は妊娠・出産という可能性もあるなど生涯を通して適切な健康の確保、保持増進が求められています。

【施策①】男女の健康支援と妊娠・出産など女性の健康と権利の啓発

心身及びその健康について正確な知識・情報を得るための学習機会の提供や健康の維持・向上に向け、生涯を通じて男女が健康で過ごせる対策を推進します。

＜主な施策・事業＞

○妊娠・出産に関する制度の充実

○男性の自立支援を図る講座の開催

○リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※１６に関する情報提供

○性別、年齢等に関わらず、全ての人が生涯を通じて心身ともに健康で活力ある生活を送るための環境整備・健康支援

基本目標２　職場（労働）・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進

（重点目標）

（１）職場における男女共同参画の実現

【現状と課題】

女性の就業環境は、男女雇用機会均等法※１７や育児・介護休業法※１８などの施行により法律や制度は改善されてきていますが、固定的性別役割分担意識や男性中心の職場意識、雇用機会や待遇面などでの男女格差など依然として厳しい状況があります。

「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」では、職場について「男性が優遇されている」と回答した人は５４．１％あり、「管理職に男性が多い」と回答した人は６２．７％、職場での「ストレスが多い」と回答した人は４４．０％、「賃金・昇給・定年制など待遇に男女格差がある」と回答した人は２９．９％で、「男性が優遇されている」と感じる人の割合が前回調査時より若干増加傾向にあります。

しかし、一方で「女性がいきいきと仕事をしている」と回答した人は、４０．７％あり、「子どもの学校行事などへ参加するための休暇が取りやすい」と回答した人は５１．２％でした。また、男女が対等に働くために必要なことは、「結婚や出産にかかわらず働き続けられる職場の雰囲気をつくる」、「男女ともに能力に応じた昇進、昇格を行う」、「賃金や昇給の男女格差をなくす」、「男女ともに育児・介護休暇をとりやすいようにする」などへの回答が多くありました。

育児休業制度は４５．７％、介護休業制度は、４８．４％の人が「給与の補償があれば利用したい」と回答し、「利用すれば収入が減る」と回答した人は６１．４％、「仕事が忙しく利用できない」と回答した人は４４．４％、「職場での理解が得られない」と回答した人は３７．９％でした。育児休業制度･介護休業制度を利用するには､収入の確保や職場の理解が必要であると感じている人が多いと推察されます。

また、近年職場において妊娠や出産した方に対しての精神的・肉体的な嫌がらせとして、「マタニティ・ハラスメント」が問題視されるようになってきているとともに、小規模の事業等においては従業員が少なくて休みを取れないことや、保護者が育児を優先しようと思えばパートタイム労働への転換や仕事を辞めざるを得ないことも考えられます。

このため、男女ともにライフスタイルに合わせた仕事と家庭の両立ができる多様な働き方をめざす雇用環境の整備や男性の働き方の見直しが求められるとともに、女性が自らの意思でその個性と能力を発揮し、職業生活において活躍することができるよう、相談体制の整備、積極的な女性の登用、就労、起業等に向けた一層の取り組みを推進していく必要があります。

問9 「育児休業制度」、「介護休業制度」の利用についての意識

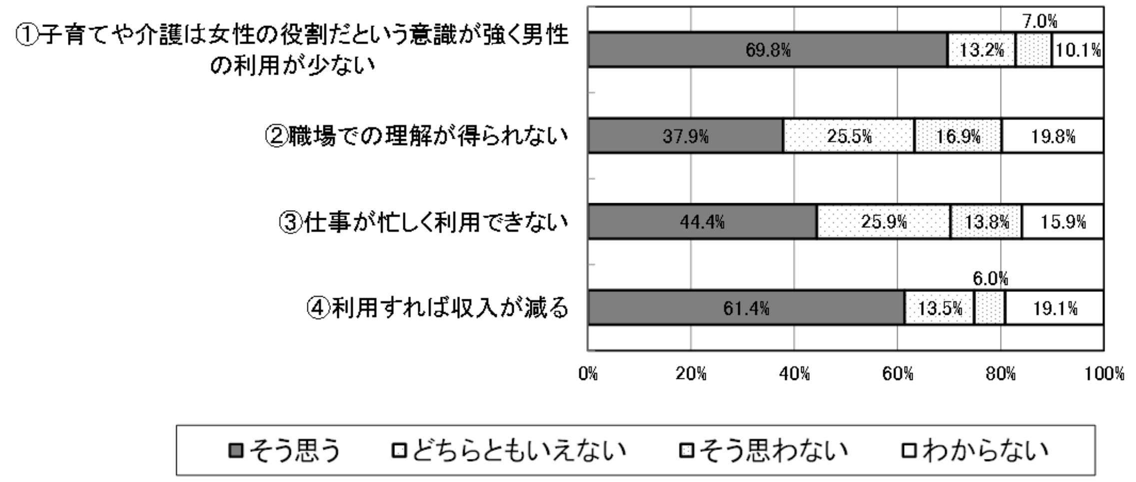

問14 現在職業をお持ちのかたにおたずねします。※職場の現状

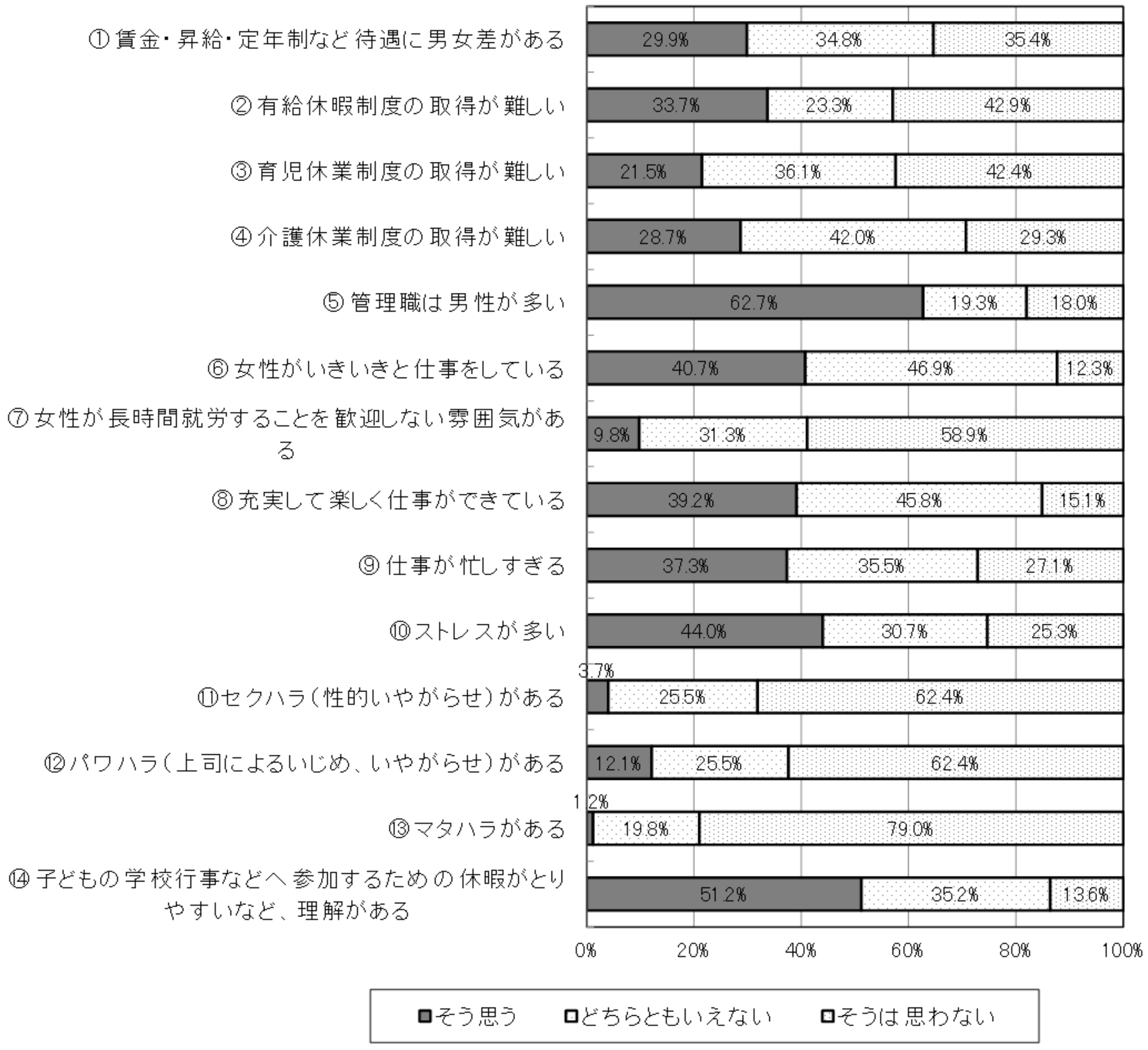

【施策①】職場における男女の均等な雇用機会・待遇の確保

性別に関係なく個性と能力が十分に発揮することのできる環境の整備が人材の有効活用や経営の効率化につながるという意識啓発を推進します。

＜主な施策・事業＞

○企業への情報提供と積極的な事業所へのＰＲ活動

○企業訪問による働きかけ

【施策②】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女がともに仕事、家庭生活、地域活動に、ライフスタイルに応じて参画することが、企業や経済社会の活性化につながり個人のゆとりある生活の充実につながるという考え方の普及を図ります。

＜主な施策・事業＞

○ワーク・ライフ・バランス※１９に関する情報提供と講演会の開催

○男性の働き方を見直す取り組みとして、日常的に家事に積極的に関わっている男性を「家事メン」、部下の仕事と家庭の両立を応援し自らも実践する上司のことを「イクボス」と呼び、PR します。

○ワーク・ライフ・バランス推進の好事例となる、倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰により団体・個人の紹介等を行い、他の事業主の女性活躍推進に向けた取り組みを促進します。

【施策③】女性の職業生活における活躍の推進

正規雇用、非正規雇用と言った雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、既に就労している女性はもちろん、これから働こうとする女性も含め、知識・経験を蓄積した女性の出産・育児等による離職を防ぎ継続就業及びキャリアアップを支援します。

＜主な施策・事業＞

○企業における女性の管理職登用に向けた啓発と推進

○女性の就労相談事業の実施及び就労・子育てサービスに関する情報提供

○関係機関や図書館などの身近な社会教育施設との連携による再就職のための講座の開催や情報提供

○働く女性の学びと交流を支援するネットワークづくりの推進

○女性の再就業、資格取得、キャリアアップを支援する講座の開催

○女性活躍による地域活性化と企業の人材育成を図ることを目的とした異業種間交流会の開催

【施策④】農業、商工業等における男女共同参画の推進及び女性の起業と経営参画の推進

農業、商工業に従事する女性に対して、女性の役割の重要性と一人の労働者としての権利が確保されるよう学習機会の提供に努めます。また、起業をめざす女性に対して、事業経営に関する知識や情報を提供することで女性の起業を推進します。

＜主な施策・事業＞

○「家族経営協定」※２０の締結の推進と制度の周知

○女性農業者への能力開発支援

○相談・指導及びチャレンジ支援の啓発と情報提供

（重点目標）

（２）地域における男女共同参画の実現

【現状と課題】

「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」では、地域活動への参加について２４．７％の人が町内会や自治会活動に参加しており、「イベントや祭り」は１７．９％、「環境美化・リサイクル活動」は９．２％、「活動していない」人は１１．６％でした。また、自治会や町内会の役員（館長や部長）を頼まれた場合、男性の２５．８％、女性の４０．６％が「理由をつけて断る」、「絶対に引き受けない」と回答しています。多くの人が地域での活動に積極的に参画していない現状と、かかわりを避けようとする状況が伺えます。

地域活動における傾向として、子ども会（育成会）や保護者会、PTA など、子どもに関わる活動については女性の比率が高く、それ以外の活動においては男性中心となっている状況がみられます。自治公民館においては、館長をはじめ、役員に占める女性の割合は低く、総会など物事を決めていく会議等への出席についても男性中心の傾向にあります。これは、家庭内の役割分担において、女性は家事や子育てが中心で、男性は外部との付き合いが中心となっていることが原因と思われます。

倉吉市では、以前から「人権（同和）教育町内学習会」を開催し、同和問題をはじめとする様々な人権課題を学習することをとおして、地域住民の人間関係を深めると同時に身近な生活課題や地域課題を解消することに繋げて取り組んできましたが、今後も一層の推進が必要です。

また、少子高齢化等の地域が抱える諸課題も多くある中で、活力ある地域社会を維持・向上していくためには、女性の視点による地域づくりの推進と、子どもから高齢者までの地域の構成員が男女、年代を超えて交流・参画し、誰もがその持てる個性と能力を発揮し、不充分な部分はみんなで補い合いながら支えあう男女共同参画社会の実現が求められています。

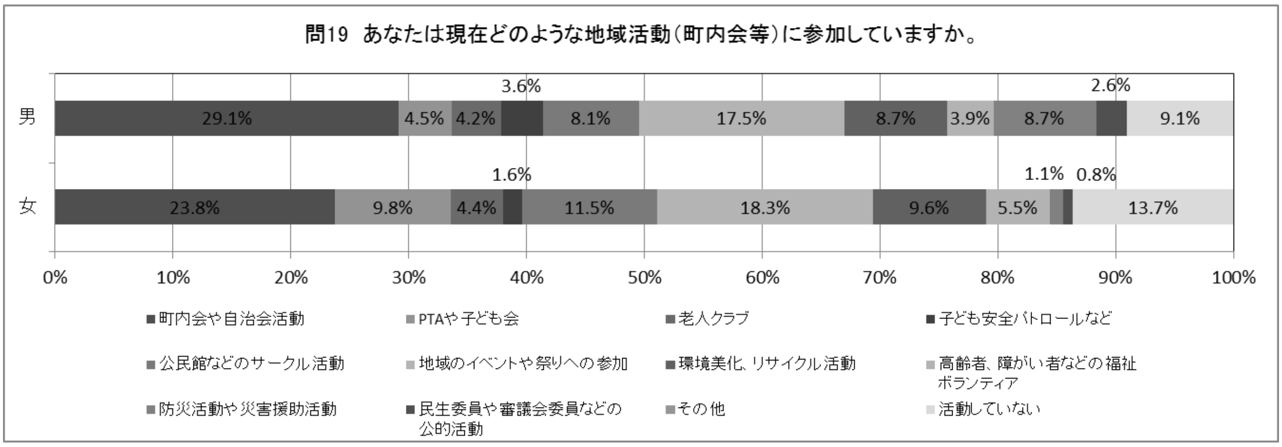

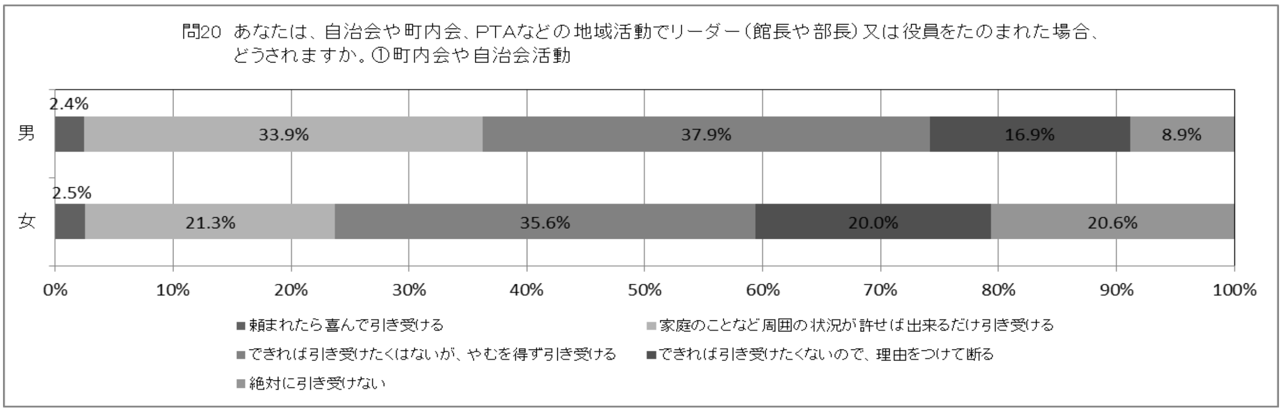

【施策①】地域活動への男女の積極的参画の促進

自治公民館活動などの地域活動への女性参画を促すため役員への女性登用や地域の慣行、しきたりについて、男女共同参画の視点に立った啓発を推進します。

<主な事業>

○同和教育町内学習会等地域における男女共同参画に関する学習の推進
○「くらよし男女共同参画推進スタッフ」等による地域内での啓発推進
○自治公民館活動などの地域活動への女性参画を促すための啓発及び促進

【施策②】みんなで支えあう地域づくりの推進

地域における防災・防犯活動、福祉活動、環境保全、美化活動などの地域課題の解消や地域づくりに向けた自主的な取り組みを支援し、女性の視点を反映した活動としていくなど、女性の参画が拡大する取り組みを推進します。

<主な事業>

○地域活動における女性リーダーの人材育成講座等の開催
○自主防災組織、消防における男女共同参画の推進

（重点目標）

（３）家庭における男女共同参画の実現

【現状と課題】

「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」における「家庭での仕事の役割分担」の結果では、男女別の集計によると「食事のしたく」の項目では、８６．３％、「食事の片付け」８３．２％、「洗濯」８１．３％と、その役割を担う女性の割合が前回調査より高くなっています。そして、「日常の買い物」、「小さい子どもの世話」、「介護・看護」なども女性の割合が高く、日常生活の大半を女性が担っている現状があります。

家庭の構成員がいきいきと生活し、それぞれが自己実現を図っていくとともに、男女がともに多様な活動に参加できる社会を実現するためには、女性に偏りがちな家庭での仕事の分担の見直しを行うとともに、男女が働きながら子どもを生み育てることができる環境と地域活動等に参加しやすい環境の整備が必要です。

また、固定的な性別役割分担意識を変革し、男性の家庭生活での自立を図る必要があります。そのためにも、ワーク・ライフ・バランスの意義について、社会全体に浸透させていく必要があります。

さらに、子どもは将来的に進学や就職により、家庭を出て一人暮らしを始め、新たな家庭を築いていくことになりますが､子どもの頃から家庭の中で､性別に関係なく家事の分担や手伝いをするなど、家庭内の役割分担を見直していく必要があります。

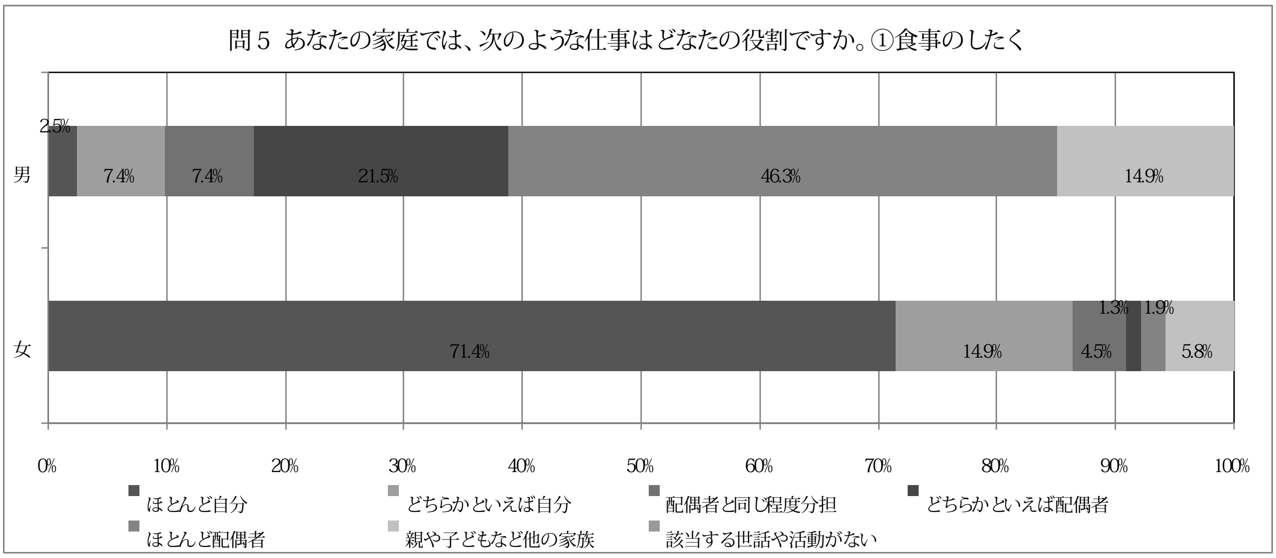
問５ あなたの家庭では、次のような仕事はどなたの役割ですか。①食事のしたく
男
女
2.5%
7.4%
7.4%
21.5%
46.3%
14.9%
71.4%
14.9%
4.5%
1.3%
1.9%
5.8%
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
ほとんど自分
どちらかといえば自分
配偶者と同じ程度分担
どちらかといえば配偶者
ほとんど配偶者
親や子どもなど他の家族
該当する世話や活動がない

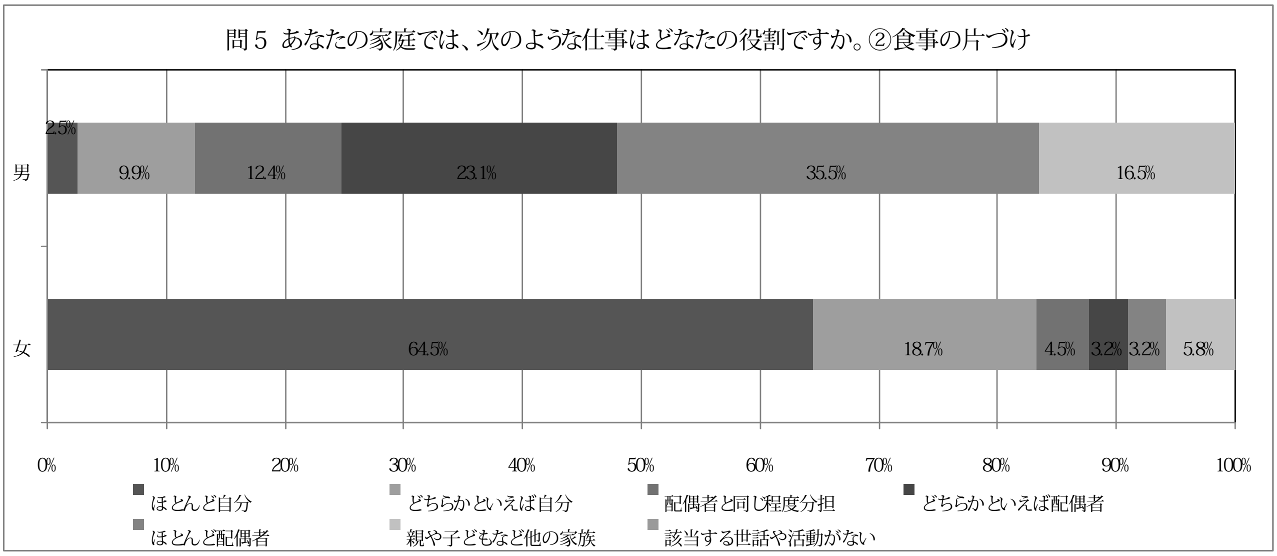
問５ あなたの家庭では、次のような仕事はどなたの役割ですか。②食事の片づけ
男
女
2.5%
9.9%
12.4%
23.1%
35.5%
16.5%
64.5%
18.7%
4.5%
3.2%
3.2%
5.8%
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
ほとんど自分
どちらかといえば自分
配偶者と同じ程度分担
どちらかといえば配偶者
ほとんど配偶者
親や子どもなど他の家族
該当する世話や活動がない

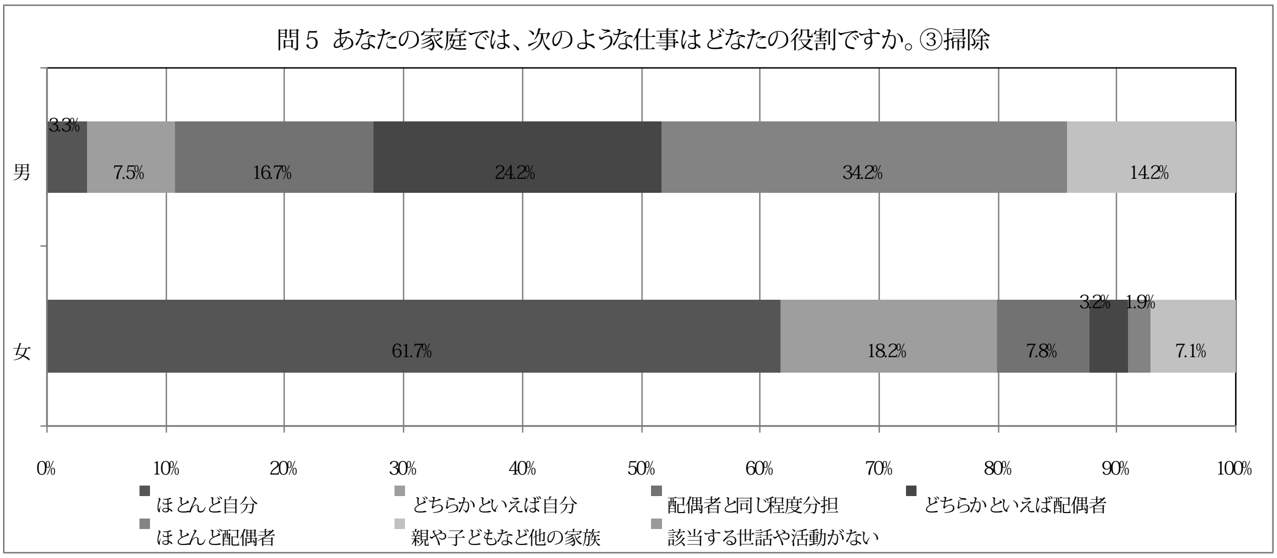
問５ あなたの家庭では、次のような仕事はどなたの役割ですか。③掃除
男
女
3.3%
7.5%
16.7%
24.2%
34.2%
14.2%
61.7%
18.2%
7.8%
3.2%
1.9%
7.1%
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
ほとんど自分
どちらかといえば自分
配偶者と同じ程度分担
どちらかといえば配偶者
ほとんど配偶者
親や子どもなど他の家族
該当する世話や活動がない

問５ あなたの家庭では、次のような仕事はどなたの役割ですか。④洗濯

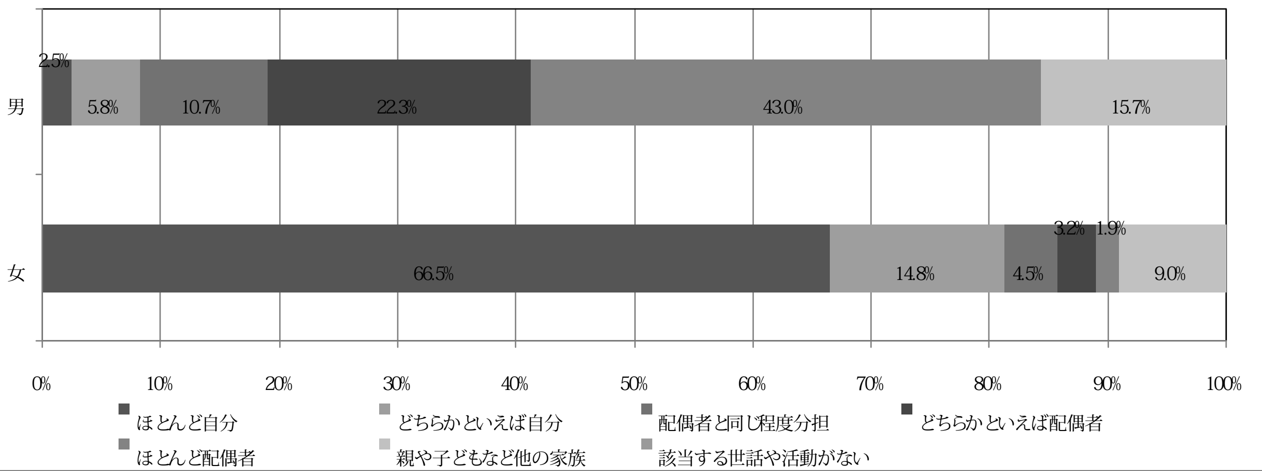

問５ あなたの家庭では、次のような仕事はどなたの役割ですか。⑥家計を支える

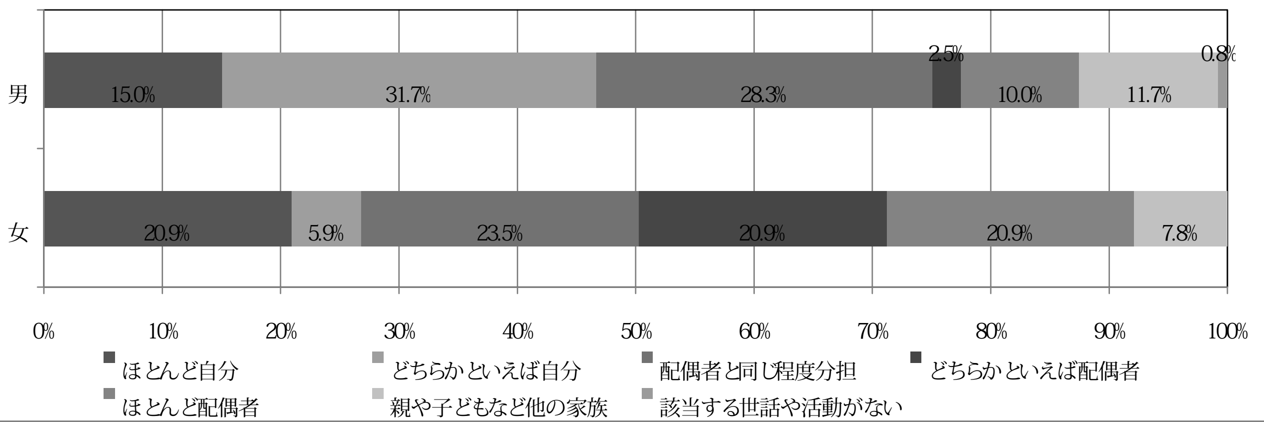

問５ あなたの家庭では、次のような仕事はどなたの役割ですか。⑨子どもの教育・しつけ

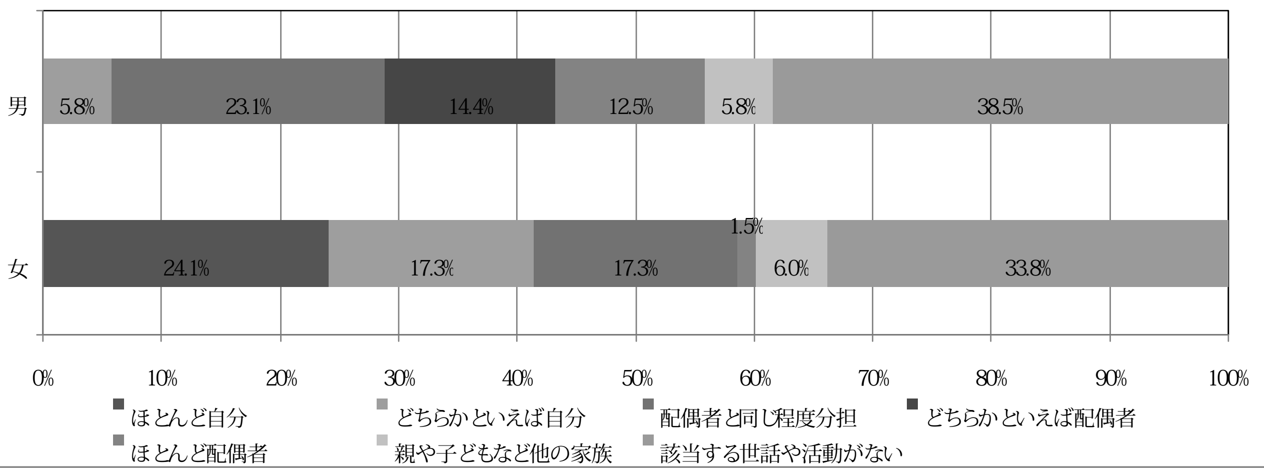

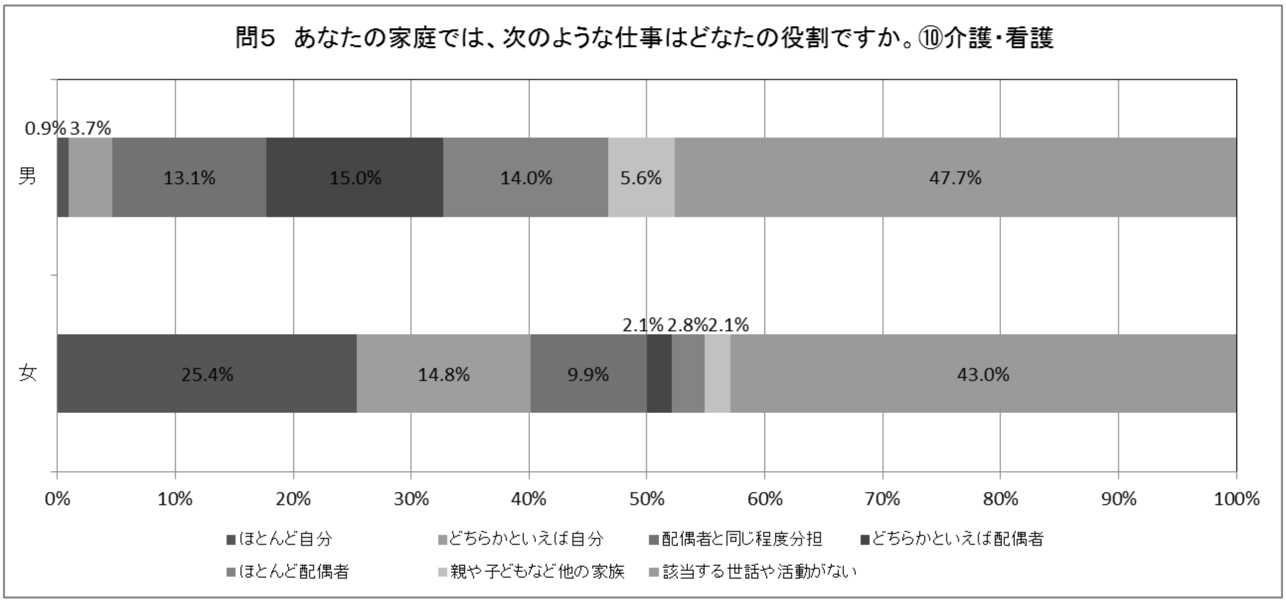

【施策①】家事・育児・介護への男性の参画の促進

各種研修会等において、家庭生活における責任を男女がともに担う意識を高め、男性の家事、育児、介護に関する技術習得等を支援します。

＜主な施策・事業＞

○男性の家庭生活における参画を視野に入れた各種講演会、研修会の開催

○子どもの頃から家事の分担や手伝いを習慣づけていくための啓発

○相談体制の充実と情報提供

【施策②】両立支援に関する情報の提供と学習機会の拡大

育児・介護休業制度等の定着を促進するとともに働き続けやすい環境づくりを進めます。

＜主な施策・事業＞

○育児・介護に関する支援サービスの充実

○各種機関団体との連携による相談体制の充実と情報提供

○講演会、研修会の開催

○両立支援に関する企業への情報提供

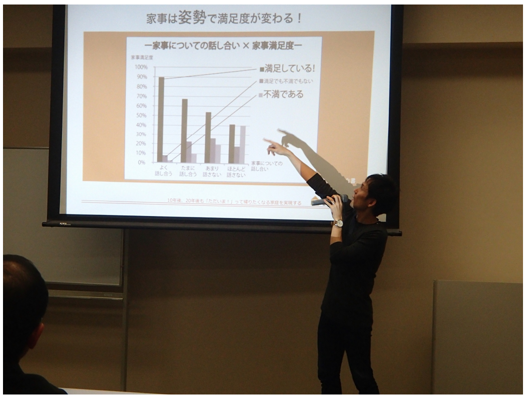

基本目標３　あらゆる分野における男女共同参画の推進

（重点目標）

（１）あらゆる場における男女共同参画の実現

【現状と課題】

倉吉市における外国人登録者数は、平成２８年（２０１６）２月末現在２３３人で、国籍別では中国６８人、韓国・朝鮮５４人、フィリピン５１人等、男女別では、女性が１６０人となっています。さらに、日本国籍を有する外国人も暮らしています。それらの人々は特に、言葉や文化、宗教などが異なる異国での生活や子育てについて、多くの女性が不安を抱き困難さを感じています。今後も国際化が進展するなかで、民族をはじめとする文化や習慣が異なる様々な人が同じ地域の一員として受け入れられ、安心して暮らせるまちづくりが求められています。異文化を尊重し相互理解と相互協力を視点に外国人も含めて誰もが住みやすい多文化共生のまちづくりに取り組む必要があります。

そして、近年は社会状況の変化により貧困が増加している状況の中で、特に女性が出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことを背景に生活上の困難に陥りやすい状況があります。また、障がいのある女性、外国にルーツを持つ女性※２１など、女性であることによって複合的に困難な状況に置かれている場合もあります。高齢者や障がいのある人等、誰もがその意欲や能力に応じて社会とかかわり、地域社会で充実した暮らしができるよう社会参画の機会の提供や環境の整備が必要です。

【施策①】高齢者、障がい者、ひとり親家庭への支援と自立促進

家庭生活における自立を図るとともに、社会を支える一員として地域とのつながりを深めるための取り組みを推進します。

＜主な施策・事業＞

○高齢者虐待の防止について、あらゆる機会を捉えて市民に周知

○「倉吉市障がい者プラン」に基づいた支援サービスの充実

○「倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画※２２」に基づいた支援サービスの充実

【施策②】国際理解と国際交流、多文化共生社会の推進

国際化が進展する中で、異なる文化、生活習慣などについて認め合い相互理解を深めるための情報提供や学習会の提供、国際交流について、鳥取短期大学、公益財団法人鳥取県国際交流財団※２３、鳥取県中部地区日韓親善協会※２４、Tori フレンド network※２５等の民間交流団体と連携を図りながら推進します。

＜主な施策・事業＞

○女性の人権に関する国際的な条約、女性に関わる法律や制度などの情報収集及び提供

○交流事業の推進

○国際理解講座の開催

【施策③】外国にルーツを持つ人が暮らしやすい環境づくりの推進

外国にルーツを持つ人が安心して暮らしやすい環境の整備を推進するため、情報提供や相談窓口の充実を推進します。

＜主な施策・事業＞

○相談機関の充実と情報提供

○外国語版表記による情報提供
○就学前教育・保育機関、学校等の交流会等による啓発
○市民と外国にルーツを持つ人が共同で取り組む交流活動
○外国にルーツを持つ人のための日本語学習講座の開催

◆　男女共同参画を実現するプランの推進

男女共同参画社会の実現のためには、市が全庁的に男女共同参画の視点で地域づくり、まちづくりに向けた諸施策を総合的かつ効果的に推進することが必要です。また、施策の実施に当たっては、市民意識調査等により市民のニーズを把握し、市民、事業者、国、県その他の地方公共団体と協働で行うことにより、市民的な広がりをもった推進を図ります。

そして、プランの成果を把握するため年次報告書を作成し、倉吉市男女共同参画推進市民会議の意見を求め市民に公表します。

【施策①】推進体制の充実

＜主な施策・事業＞

○倉吉市男女共同参画推進市民会議の開催

○倉吉市男女共同参画推進本部会議・幹事会※２６の開催

○市民からの男女共同参画に関する施策に対する苦情、性別による差別的取扱いその他の相談窓口の充実

○女性職員の昇進・管理的役職への積極的登用に向けた計画的育成

○ハラスメント防止に関する職員の相談・苦情窓口の充実

○次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進

○くらよし男女共同参画推進スタッフ会の設置による啓発推進

【施策②】市民・事業者との連携・協働と啓発の充実

＜主な施策・事業＞

○「くらよし男女共同参画推進スタッフ」、「あすをつくる倉吉女性塾」等の男女共同参画関係機関等との連携・共同による啓発の推進

○国及び他の地方公共団体と連携した啓発等の推進

○市民・事業者・団体及びＮＰＯ※２７等との連携・協働による研修会・講座等の開催

【施策③】点検・評価

＜主な施策・事業＞

○プランの進捗状況について各課からの計画・実績・評価を毎年取りまとめ、倉吉市男女共同参画推進市民会議に報告し、情報を市民に公開します。

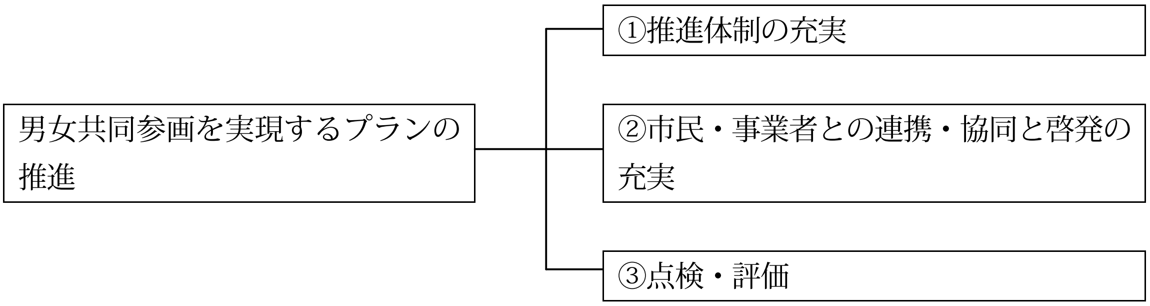

○成果を測定するための指標

指標名	指標の説明（出典）	現状値 （平成 27 年）	目標値 (平成 32 年)
公的審議会の女性登用率【%】	各種審議会・委員会等の委員に占める女性の割合	３１．６％	４０．０％
倉吉市女性人材登録制度による登録数【人】	平成 23 年４月創設した市の制度。市の審議会委員や講師として活用	３７人	５０人
男女ともに働きやすい職場環境を構築する男女共同参画推進企業の認定数【社】	平成 16 年２月創設された、鳥取県の認定制度による倉吉市内の認定事業者数	６５社	１００社
社会における男女の機会均等がはかられていると思っている市民の割合【%】	【市民意識調査より】「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と回答した割合	３７．３％	５０．０％
男性は外で働き、女性は家庭を守るべきと考えている市民の割合【%】	【市民意識調査より】「その通りと思わない」、「どちらかと言えばその通りと思わない」と回答した割合	７９．８％	８５．０％
家庭における家事、子育て、介護等を男女で分担して行っている市民の割合【%】	【市民意識調査より】「分担して行っている」、「どちらかと言えば分担して行っている」と回答した割合	５５．３％	６７．０％
倉吉男女共同参画推進まちづくり表彰の表彰件数【累計件数】	平成 27 年２月に創設した市の表彰制度による表彰件数	４件	４０件

※ 倉吉市民意識調査は、平成２７年４月２４日現在本市に住所を有し、かつ平成２７年４月２４日現在で２０歳以上の方（準世帯は除く）から２，５００人を年齢層ごとの人口比率に応じて無作為に抽出し、郵送等によるアンケート調査の配布・回収の方法で実施した。